

昭島市教育に関する大綱

平成 27 年 5 月

昭 島 市

大綱の策定にあたっての考え方

1. 大綱策定の趣旨

大綱は、平成 27 年 4 月 1 日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 の規定に基づき策定するものです。

本市においては、「第五次昭島市総合基本計画（平成 23 年度～平成 32 年度）」及び「第 2 次昭島市教育振興基本計画（平成 27 年度～平成 32 年度）」を確実に実行することを基本に、教育に関する大綱を定めます。

2. 総合基本計画と教育振興基本計画の位置づけ

第五次昭島市総合基本計画は、昭島市を総合的、計画的に運営していくための基本となる計画で、基本構想と基本計画で構成され、基本構想において、「人間尊重」と「環境との共生」を普遍的なまちづくりの理念として掲げています。

この理念に基づき、人が人として尊重され、環境と共生するまちづくりを基本に、市民と行政が目指す将来都市像を「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま～人も元気 まちも元気 緑も元気～」としています。

また、将来都市像の実現のため、まちづくりの施策の大きな方向性を示す大綱を定め、教育、学術及び文化に関する分野では、新しい時代を担う子どもたちが、新たな時代を元気でたくましく切り開いていくために必要となる「生きる力」を身につけることを重視しています。

第 2 次昭島市教育振興基本計画は、総合基本計画の分野別計画であり、教育委員会の教育目標を具現化する最上位計画に位置づけられます。

3. 期間

期間は、「第五次昭島市総合基本計画」及び「第 2 次昭島市教育振興基本計画」の計画期間に合わせ、平成 32 年度までとします。

昭島市教育に関する大綱

第五次基本構想における、まちづくりの理念である「人間尊重」と「環境との共生」のもと、本市の教育に関する大綱を次のとおり定めます。

- 市民憲章と人間尊重の精神を基調とした教育を推進します。
- 子どもたちが常に心身ともに健康で生きがいを持ち、創造性に富み、社会の一員としての自覚を有し、人間性豊かな市民として成長することを目指し、その実現に努めます。
- 学校教育においては、学校、家庭、地域の密接な連携のもと、子どもたちが生涯を通して未来社会の変化に対応できるよう自主的精神を培い、国際的視野を持ち、健全で豊かな心をはぐくみ、個性を生かすための教育を推進します。
- 社会教育においては、地域の文化、教育、スポーツ活動を通して市民誰もが、あらゆる機会に、生きる喜び、学ぶ楽しさを得られ、生涯にわたって主体的に学び続けることができ、市民相互と地域のつながりを育てていく生涯学習社会の実現を目指します。
- 子どもから高齢者までが生涯にわたっていきいきと学習できる環境の充実を図り、もって豊かな文化の創造とふるさと昭島を愛する心を育て、且ついのちの大切さや環境との共生を考え、ひろく国際社会に貢献できる人材の育成を図ります。

基本方針

【学校教育】

基本方針1 確かな学力の定着

- 1 学習指導要領の確実な定着
- 2 理数教育の充実
- 3 読書活動の推進と言語能力の育成
- 4 個に応じた支援の充実

基本方針2 豊かな心の醸成

- 1 人権教育の推進
- 2 道徳教育の充実
- 3 体験活動の充実
- 4 いじめ問題への対応

基本方針3 健やかな体の育成

- 1 体力向上の推進
- 2 学校給食・食育の充実
- 3 学校保健安全の推進

基本方針4 輝く未来に向かって

- 1 幼・保・小・中が連携した教育の充実
- 2 日本の伝統文化教育の充実
- 3 家庭・地域の教育力の向上
- 4 学校運営の改善
- 5 教育環境の整備
- 6 情報教育の推進
- 7 環境教育の推進
- 8 国際理解教育の推進
- 9 キャリア教育の推進

【生涯学習】

基本方針1 生涯学習

- 1 生涯学習推進体制の整備
- 2 生涯学習の推進
- 3 公民館活動の充実

基本方針2 図書館活動

- 1 図書館サービスの充実
- 2 図書館資料の充実
- 3 子ども読書活動の支援
- 4 サービス網の整備

基本方針3 文化・芸術

- 1 市民文化の育成
- 2 自主的な活動の支援
- 3 文化芸術に関する意識の高揚
- 4 文化芸術に接する機会の拡充
- 5 文化芸術を担う人材の育成

基本方針4 スポーツ・レクリエーション

- 1 スポーツ振興計画の推進
- 2 スポーツライフの形成
- 3 スポーツ・レクリエーションの基盤整備

基本方針5 文化財

- 1 文化財の保護・保存
- 2 文化財の活用